

## 【第5号議案】(審議事項)

### 特別維持会員会費変更に関する件

#### 現行会費:

維持会員のうち『1100 会員規程』において規定する特別維持会員(軽金属圧延3社:株式会社神戸製鋼所、日本軽金属株式会社、株式会社UACJ)については、次に従って計算した額を負担する。

- (1)3社の会費総額を年額14,500千円とする。
- (2)基本会費を各社1,000千円とし、残りの11,500千円を前年度の生産割合で比例配分する。生産割合は3社の生産量を適用し算出する。

#### 改定会費:

維持会員のうち『1100 会員規程』において規定する特別維持会員(軽金属圧延3社:株式会社神戸製鋼所、日本軽金属株式会社、株式会社UACJ)については、次に従って計算した額を負担する。

- (1)3社の会費総額を年額14,500千円とする。
- (2)基本会費を各社1,500千円とし、残りの10,000千円を前年度の生産割合で比例配分する。生産割合は3社の生産量を適用し算出する。

#### 改訂趣旨:

令和5年度より、特別維持会員が軽金属圧延である株式会社UACJ、株式会社神戸製鋼所、日本軽金属株式会社の3社となった。現行会費は、特別維持会員会費総額を14,500千円とし、基本会費1,000千円、残りの11,500千円を前年度の生産割合で比例配分していた。しかし、3社となり、財務委員会(特別維持会員)3社で協議し、特別維持会員の総額は14,500千円を維持することとし、基本会費1,500千円とし、残りの10,000千円を前年度の生産割合で比例配分することで合意した。